KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO

会報 ながの

第208号
令和２年夏

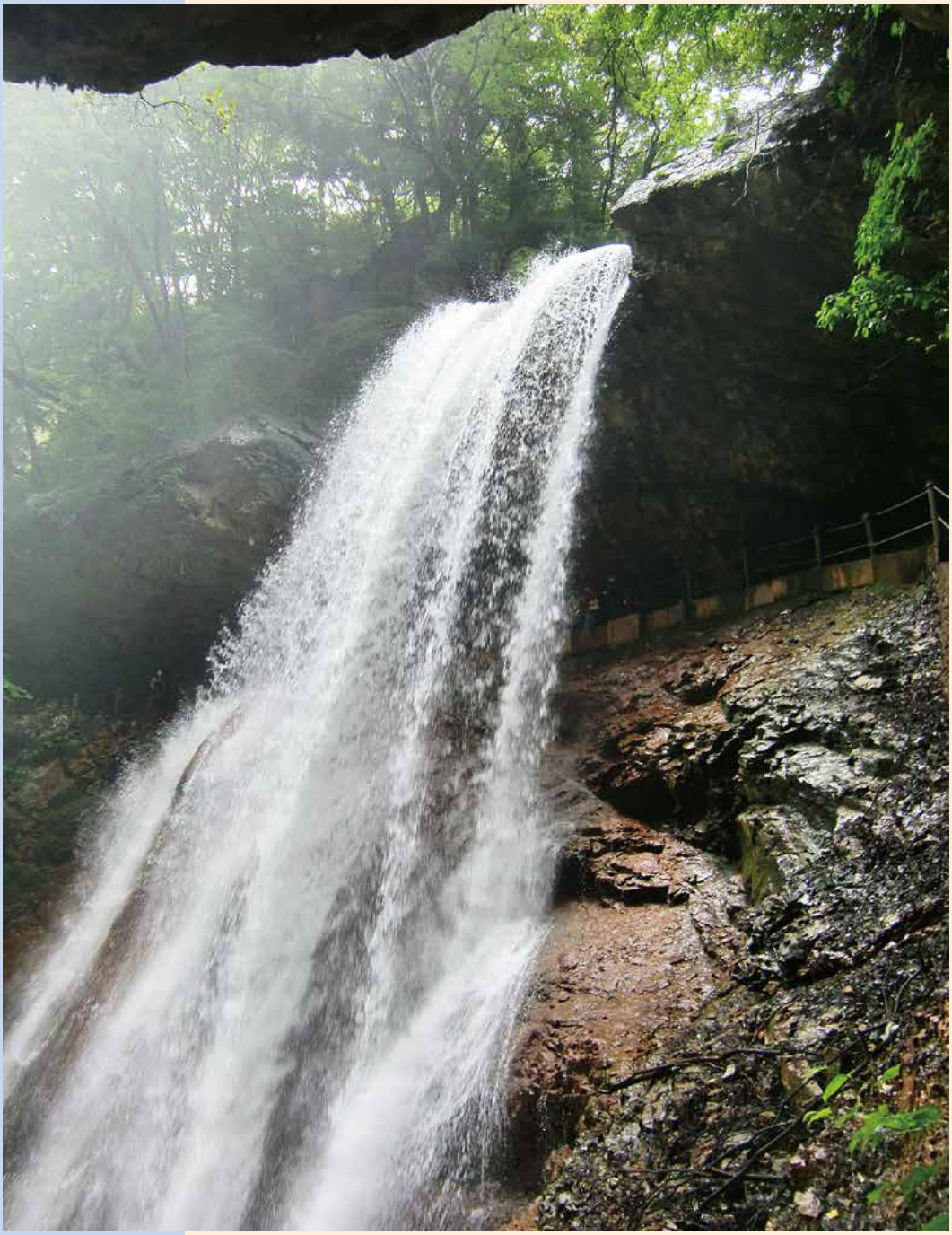

長野県土地家屋調査士会

土地家屋調査士倫理綱領

１．使　　命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

２．公　　正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

３．研　　鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明 『雷滝（高山村）』

この雷滝は千曲川の支流の松川渓谷に位置し、滝の裏側には遊歩道が整備され、裏側から眺めることができることから「裏見の滝」とも呼ばれています。

水しぶきを浴びながら、滝の衝撃波や音を身体で感じ、何かと重苦しい今の世の中、気分だけでもリフレッシュするには最適です。　（会報編集委員　梨本豊水）

土地家屋調査士制度制定70周年にあたって

会長　中　塚　　憲

●　パンドラの箱

発行が遅れ「春号」となった先の会報で、土地家屋調査士制度制定70周年に当たる今年は、災害のない穏やかな年でありますようにと書いたところでありますが、「パンドラの箱」が開いてしまいました。箱から飛び出したコロナウイルス感染症COVID-19という災厄は世界を覆いつくし、日本においてもオリンピックは延期され、いまも第２波の到来を思わせる感染の増加が続いております。

影響は経済にも及び、世界的な景気の後退はリーマンショックを超え、先の世界大戦以来とさえいわれています。９年前の東日本大震災はその直接的な被害も未曾有で、また各種のイベント等が中止、自粛を余儀なくされ、景気の落込みも甚大でしたが、この度のコロナウイルスが我が国にもたらした事態の深刻さは、その大震災を超えるものとなるかもしれません。土地家屋調査士にとっても、疫病の蔓延を生き抜き、コロナショックの不況も乗り越えなければならない、苦難の年となりました。

当長野県土地家屋調査士会でも、予定していた研修会は中止を余儀なくされ、また、準備してきた７月31日の70周年記念事業の式典、シンポジウムも、残念ながら取り止めとしました。

しかし、記念式典、シンポジウムとともに、長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と協同で進めてきた「土地家屋調査士制度発祥の地」１級基準点設置プロジェクトは、すでに松本市から協会に建標が発注されていることもあり、継続することとしました。

パンドラが蓋を開け人間界にあらゆる災いがあふれ出たその箱の底に残っていたのは「希望」だったというギリシア神話が、「パンドラの箱」です。

パンドラの箱から最後に出た希望ではありませんが、制度制定70周年に起こったこの苦難を乗り越える象徴として、この70cm角の小さなモニュメントを作り上げたいと考えております。あらためて記念事業として、その概要についてお知らせします。

●　基準点の建標にあたって

土地家屋調査士制度制定45年を機に、制度発祥の地長野県の松本に建立された「土地家屋調査士制度発祥の地」碑。限りなき未来に向けた「時を内包した形」をテーマに建立された彫刻で、土地家屋調査士の制度発展のシンボルです。

それから25年。制度制定70周年を記念し、松本市総合体育館の敷地内に屹立する記念碑の傍らに１級基準点を設置し、名称を「土地家屋調査士制度発祥の地」とし、永く国土地理院と松本市にその名を残したい。その思いからこのプロジェクトは始まりました。標石に「土地家屋調査士」の名前を刻み、多くの人が集まる場所に設置することは、広報的な意義も大であります。

当初は記念碑の経緯度標の砲金の１級基準点化を考えましたが、日本土地家屋調査士会連合

会の所有物であり、すでに完成された芸術作品であることから断念し、また敷地を所有する松本市からも提案をいただいたことから、記念碑南東側の緑地に砲金、「防衝板」（経緯度標）を新たに据え、１級基準点として登録することにしました。70周年に合わせ、70cm×70cmの石材の「防衝板」を防衝石に替えて設置し、「土地家屋調査士制度発祥の地」の名称「制度制定70周年記念」の文字、経緯度等を彫り込む構想です。本会と長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が協同でひとつの「原点」「シンボル」を作製することにより、土地家屋調査士同士が「つながる」連携・連帯の象徴にもしたいと思っております。

● **事業の概要**（本年度の取組み）

筆界を明らかにする使命が明記された改正土地家屋調査士法が施行されるこの時期を機会に、将来的には土地家屋調査士が**「地図（公図）の守り人」**の役目を担っていくことを目標に、その広報の一環として、8月竣工を予定しています。

砲金のイメージ

⑴　記念碑の南側の緑地に、新たに砲金、防衝板（経緯度標）を据え、１級基準点として国土地理院に登録する。

⑵　その名称は「土地家屋調査士制度発祥の地」とする。

⑶　建標の模様をＳＢＣラジオ等で取材、放送する。

以上がプロジェクトの概略です。

その目的は「土地家屋調査士」の広報・啓発活動にあります。

- １級基準点であるので「土地家屋調査士制度発祥の地」の名が官公庁である国土地理院と松本市に残る
- 地理院の電子国土上で「土地家屋調査士制度発祥の地」として公開される
- 多くの人の目に触れる場所に設置することにより、実物の基準点やその案内看板を間近に見てもらうことで、制度の広報になる
- 実物の基準点を通して、防災・減災・復興に欠かせない測量や基準点の重要性を広く社会にＰＲするきっかけとしたい
- 土地家屋調査士の職能や専門性、地図に対する知見だけでなく、技術の高さ、確かさについて、ＰＲしたい
- ＳＢＣラジオの取材が予定されており、視聴率の高い番組に取り上げられることで、この制度が松本を発祥の地とすることのＰＲや知名度の向上を図る

● **今後のスケジュール等**

すでに３月末には松本市が計画機関となり地理院から助言を受け、作業機関である公嘱協会が発注を受けている段階にあり、５月にはＧＮＳＳによる観測も終えております。今後は、終息しているわけではないコロナウイルス感染症への対策を十分に考慮し、計画機関の松本市、作業機関の公嘱協会と打合せしつつ、進めてまいります。成果の引渡し等は未定ですが、概ねの予定を紹介します。

- 本標識の砲金・防衝板設置；８月下旬
- 測量協会への測量成果の検定申請；９月上旬
- 検定終了；９月下旬
- SBCラジオ放送；９月中

また、次年度以降の事業として、地球の１秒の大きさ（25m×30m）を現地に落とし、地球の大きさを体感できる場所とすることや、また案内看板のＱＲコードを読み取ることで、測量や登記制度、土地家屋調査士制度等を解説するサイトにつながる教育的な広報ツールの作成も構想しております。

今後とも当長野会の会務に、ご理解とご協力をお願いいたします。

下の航空写真中、★マークを建標場所としている

記念碑から南東方向約20mの緑地

北緯;36° 15′ 21 東経;137° 58′ 51

1級基準点
「土地家屋調査士制度発祥の地」
（イメージ）

東京法務局長表彰を受賞して

諏訪支部　**花　岡　正　富**

この度は東京法務局長表彰ということで、表彰していただき光栄に思っております。

これもひとえに、法務局及び土地家屋調査士会のご指導のお陰と感謝致します。

思い起こせば昭和49年４月に父がやっていた土地家屋調査士事務所に私は就職しました。帰って来て「父の仕事の手伝いをしなければ勘当だ」とか冗談か分からないことを言われて厭々岡谷に帰って来ました。この頃は池田勇人首相が唱えた所得倍増・田中角栄首相が唱えた日本列島改造論で、日本も高度成長の真っ只中で、父も忙しかったと思います。

当時登記のことも測量のことも何も知らない私がこの事務所で仕事をすることは地獄にいるに等しかったです。昭和50年頃だったと思いますが、父が5500坪の土地分筆を受けてきて、その測量は平板測量ではなくトランシット測量でやらなければならないと言い出しました。トランシット測量？初めて聞く測量方法でした。当時はバーニヤ読みで角度を読むのも手間がかかりました。閉合トラバースを組んで閉合誤差を計算し図面を作成していきました。今100円で売られている四則計算が出来る電卓が当時は10万円位していたと思います。ましてsin. cos. tanの三角関数ができる計算機は数百万円はしたと思います。座標を１つ出すにも対数表をみてソロバンで計算し、手間がかかった記憶があります。その座標を出す過程を経験して、これはこの計算プログラムを作って計算機にやらせれば、そんなに大変でもないのではと考える様になりました。その後何年かはそのプログラム作成に没頭しました。ＸＹプロッターで作図させたり指定面積分割計算のソフトも作ったりして楽しみを見つけました。

平成３年に父から独立し、自分の事務所を設けさせていただきました。土地家屋調査士としてのノウハウはひと通り身に付けて自信満々で独立したつもりが、自分自身で仕事の依頼を受け、生き抜いて行くことは簡単ではないことに気づかされました。安定しない仕事量、また仕事はあってもその仕事を完了に至るまで持っていけない事件が多々あったということです。特に土地の事件は隣接地の問題があります。土地に関して多くの人は異常とも思えるこだわりをもっています。紳士的なお人柄にみえた人も違う面を見せる場合もあります。また公図と現況が相違する場合も人は自分に都合がよい解釈をしたりして、なかなか合意に至らない場合もあります。以前は公図との相違がある場合、お互いに交換しあっているという合意をしていただ

き、隣地も少し分筆し、交換の登記をして現況と公図を一致させていく作業をしておりました。14条地図ができるまでの間、少しずつ公図の形状を整えて行くことが将来のトラブル防止に繋がり、これが国民の権利の明確化に寄与する土地家屋調査士の役目と思って来ました。しかしながら今は隣の土地も１筆全部測量しなければならなくなり、費用も手間もかかりすぎてここ10年位はその作業をやらせていただいてない状況にあります。地図訂正がもう少し簡単に出来れば有難いと思っております。

土地家屋調査士の業務は何年やっても難しく、境界立会がある日は憂鬱になります。土地家屋調査士を生業としている人を見ると、苦労してるんだろうなあと尊敬したくなります。大企業に勤めていて土地家屋調査士の資格をとって開業した人が私にしみじみ言って下さいました。「土地家屋調査士って食っていけない仕事だね！」能力の違いもあるかもしれませんが、食っていける土地家屋調査士になるには我慢強く相当な努力が必要かも知れません。古希を迎えた私はもう少しの人生となり、土地家屋調査士ももう何年できるか分かりません。今願うことは、新たに土地家屋調査士を開業した方が安定した生活を送れる様な制度になることを切に願います。初期投資（測量機器・測量ソフト等）が他の業種より多額に及ぶため、新規に開業することは本当に大変だと思います。このままでは土地家屋調査士制度が存続できるか危惧しております。今私がやっていることは、愛知会がやっている「ゆるキャラグランプリ」のきょうかい君／あいちゃんに投票して土地家屋調査士の名を世に知らしめることです(^-^)

まとまらないことを書かせていただきましたが、表彰していただいたのを機に自分の土地家屋調査士人生を思いついたまま羅列させていただきました。土地家屋調査士制度の発展を心からお祈り申し上げます。ありがとうございました。

東京法務局長表彰を受賞して

伊那支部　**伊　藤　　肇**

過日、東京法務局長表彰を賜りまして、誠にありがとうございました。右も左もわからない状態で平成５年に開業し本日を迎えられたことは、法務局を始め、職員の方々、土地家屋調査士会、会員の方々からご指導、叱咤激励をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

開業した平成５年は、梅雨明け宣言が取り消され、梅雨の明けない年でした。中古で購入し

たＣＡＤシステムのＨＤＤが湿気の多い日は動かず苦労したこと。同様中古購入のマイクロ読みのトランシットでは、現場から帰り手簿書きを見ると水平角と鉛直角の分・秒が同じ値。「あ～、やっちゃった」と１点を再測に行ったのは言うまでもありません。今でこそ笑い話となりましたが、この時ほど機材の重要さを痛感したことはなく、資金を工面してそれぞれ新しい機種に更新をしました。今となっては良い経験ですが、昨日のことのように思い出します。

様々な経験を重ねるうちに、同い年が定年を迎える年齢になってしまいました。「定年が無くていいね！」とよく言われますが、そうかな？と今でも半信半疑で思ってはいます。時間の作り方が下手で、趣味などに使う時間足りね～と常々感じている私は、これから時間を作り出すという術を、学ばなければいけませんね。

昨年、私自身の目標として、後10年は『調査士を頑張る』というマイルストーンを置きました。目標に向かって努力する所存でおりますので、引き続き皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

長野地方法務局長表彰を受賞して

松本支部　**村　山　清　茂**

第72回定時総会において、長野地方法務局長表彰を賜りましたこと、大変光栄に思います。また、これまでお世話になりました、皆様方のご指導の賜物と、心より感謝申し上げます。

思い起こせば、実務経験もないまま平成３年に開業して30年の時が経とうとしています。その間、大した実績もないまま、時だけが過ぎた思いですが、大きな失敗もなく、30年の節目を向かえられることは何よりです。

還暦を一周り過ぎた今、最大の関心事はいつまで健康で仕事を続けられるか。

また、休日は好きな山登りや山スキーを何歳まで楽しむことができるか？です。

目標は三浦敬三氏に倣って90歳ですが、先日白内障の手術をして、普通の裸眼視力は格段に良くなったのですが、パソコン作業や読書をある程度続けた後、小さな文字・図面や三角スケールにピントを合わせづらくなってしまい、長時間の仕事は辛く、また効率も悪くなってしまいました。

これで、90歳現役など務まるのか、心配になりますが、仕事ではお客様に、趣味では救助隊や仲間に迷惑をかけないよう、目標に向かって、もう少し頑張ります。コロナ禍での総会に

て、出席はできませんでしたが、一日も早く平穏な日々が戻ってくることを願っております。

本日は本当にありがとうございました。

長野地方法務局長表彰を受賞して

松本支部　**沖　村　公　彦**

この度長野地方法務局長賞を賜り大変光栄に思うと同時に諸先輩方の指導のおかげで今がある事を肝に命じて今後も精進していきたいと考えております。

今年度は過去に経験のない新型コロナウィルスにより、総会での授賞式もなく少々寂しい気も致しますが、逆に忘れられない年になりそうです。

元々測量畑出身ではなく、父親が測量会社をやっていた関係で20数年勤めた電子機器メーカーを退職して転職しましたが、早それ以上の年月が過ぎてしまっている自分に改めて驚いております。

開業してから数年はうっかりや失敗も多く、びくびくしながら仕事をしたものです。しかしこれが自分にとっては非常にいい経験になっています。学習する機会が多い反面、失敗やうっかりは他人にその分迷惑を掛けていますので関係者の皆さんにはお詫びをしなければなりません。世間には「失敗のすすめ」のような書籍もでているようですが、失敗の数だけ学習できる事を積極的に推奨するわけではありません。失敗をポジティブにとらえられたのでここまで何とか長続きできたのではないかと思っています。

20数年やっていても、未だに関係者への立会依頼の作業は最も苦手とする所です。得意とする方はいないと思いますが、こればかりは慣れません。遠方で本籍や住所を幾度も変えている方等は途中で投げ出したくなる思いもしましたし、何とか見つかってもその段階ではあまり達成感はありません。関係者の所在の把握が困難な土地の対応は書籍を見てもあまり参考になりませんでした。今はただただ忍耐の一語に尽きます。

立会をしていると「私の土地はどこでしょう」という方が時々おられますが、以前は“自分の財産位は自分で把握しなさいよ”と内心思っていたのですが今はこういう方がいるからこそ私らの仕事が成り立っている面があるのは事実ですからありがたいという思いと、結果として社会に貢献できているという二面性に気づかされます。

サラリーマンであれば定年が過ぎておりますが健康寿命が続く限りこれからも頑張っていきたいと思っております。

日本土地家屋調査士会連合会長表彰を受賞して

飯山支部　**海　野　正　寿**

この度、日本土地家屋調査士会連合会長表彰を賜り、大変光栄に思うとともに身の引き締まる思いでおります。推薦頂きました支部をはじめ本会の皆様、ご指導頂いた皆様のお陰であり、この誌面をお借りし厚く御礼を申し上げます。

私は土地家屋調査士であった父を師としてこの仕事に就きました。調査士が天職だと言っていたその父も３年前他界しましたが、きっと喜んでくれていると思います。

親の敷いたレールを行くのを拒み家を出て夢見た青春時代。でも結局導かれるように測量設計コンサルに就職。父の大病の報を機に（でもそれは仮病とはいわないまでも芝居がかったものでした）事務所の補助者となり、登録開業から33年が過ぎました。この間、幸いなことに顧客にも友人にも同業者にも恵まれ駆け足のように過ぎた感があります。そして常に感じるのは土地家屋調査士の仕事の奥深さと職責の重さです。

筆界という見えないものを見る力、物証や人証から声なき声を聴き取る力、後日の紛争防止のための測量の力、どれも技術というより人間力とでもいうもので、機器の技術進歩により早くて便利になっても人間力の研鑽の必要を日々感じています。

まだまだ未熟な私ですがこの受賞を糧に今後も土地家屋調査士会の発展のために微力ながら精進して参りたいと思っています。

日本土地家屋調査士会連合会長表彰を受賞して

佐久支部　**細　萱　忠　敬**

此度この様な栄えある賞を授与されましたことに感謝をいたします。

私は馬齢74才となりましたが業務歴は半世紀を超えました。この業務歴の長さが受賞の条件となりましたことを承知しております。

私がこの業界に入りましたきっかけは昭和43年大学４年の時、東京都小平市内のアパートに居住していましたが、夜になると近くの青梅街道に屋台のやきとりとおでんの店が出まして、そこにいつも飲みに行っていました。そこの飲

み友達が姫路から来ている人で一度社会へ出たが測量士の資格をとる必要があり小平市にある東京測量専門学校に通っているとのことでした。話の中で土地家屋調査士という仕事が有るということを教えてもらいました。学生で十分時間が有りましたので挑戦することとし、その年に「宅建主任」と「行政書士」も取り猛勉強をして土地家屋調査士の試験に合格しました。長野の法務局まで父親に合格証書をもらいに行ってもらいましたら合格証書授与の時、長野地方法務局の偉い方から

「長野県では土地家屋調査士では食べていけないんですよね。」と言われたと父から聞きました。そこで昭和43年11月から司法書士試験の為の勉強をし昭和44年受験をしました。昭和44年３月卒業と同時に土地家屋調査士の資格は有るが、測量をしたことが無かったので国土調査の仕事をしている測量会社に入り、三角点から三角点へのトラバー出しや平板による細部測量、別荘分譲地の測量補助や分筆の図面書き等の仕事をしながら実地訓練を行っていましたら、司法書士の合格の通知が到達しました。まだその時は司法書士は認可試験で会社に勤めている人に認可するのはまずいような雰囲気でしたので10月に退職し23才の時開業しました。開業以後右肩上がりに順調に事件量は増加していきましたが、昭和47年の田中角栄首相による日本列島改造論は追い風となりました。バブルがはじけるまで夜中まで働き司法書士は年間2300件、調査士は600件を記録しました。今はその５分の１位になり夕方５時には仕事をやめて帰ります。これが正常だと思います。

業務歴50年間で調査士２名と司法書士１名を輩出したことは業界の発展の為に貢献できたかもしれません。今は従業員に給料を支払うために老骨に鞭打って頑張っています。

現場で測量が出来て、脳が正常のうちは、生涯現役のつもりで頑張ろうと思います。

長野県土地家屋調査士会会長表彰を受賞して

長野支部　**久保田　俊　彦**

このたび、長野県土地家屋調査士会会長表彰を賜りました。お世話になった皆様に心から感謝申し上げます。

平成11年、同業の父の事務所で開業した頃は、地権者と話をまとめ、時には境界を巡る揉め事を収めなければならない調査士の仕事が、自分に向いているのか不安でしたが、年月を重ねるうちに一通り対応できるようになりました。

今は、土地家屋調査士業務の奥深さを感じています。

筆界は資料や事物に基づく客観的なものですが、実際は、筆界確認は主観的なものに左右されることが多く、一般の人だけでなく、行政や法務局まで独特な主張をする場合もあって対応に苦慮します。そんなとき、主観を無理に取り除こうとするよりも、上手に受け止めていくことが大切だと気付きました。そのために業務経験や人生経験がもっと必要になると思います。

境界は、土地に限らず、至る所にあります。何かが複数あれば境界ができます。国境、物理的な境界、人と人との境界、心の境界。考えてみれば、自然災害も陸と海との境や、平地と河川との境を大自然が越境することによってもたらされます。他の様々な境界の性質と比べることも、土地の境界の理解につながるかもしれません。

人の心理など、分からないことがまだまだありますし、それまで見えなかったことが見えるようになることもあります。一生かかっても極めるのは難しい調査士業務ですが、今後も探究心を持って続けていけそうです。

長野県土地家屋調査士会会長表彰を受賞して

飯山支部　**小　林　敏　則**

本年度、長野県土地家屋調査士会長表彰を賜り大変光栄に思います。ありがとうございました。

今年は新型コロナウィルスの影響で定時総会に出席できず、また表彰いただけるとは知りませんでしたので、長野県土地家屋調査士会から荷物が送られてきた時は「何かな？」と少しドキッとした分、表彰状を見たときはうれしさが倍増でした。

悪戦苦闘しながらも周りの方々に支えられ開業から18年目を迎えています。振り返ると多くの方々のお世話になっていると改めて感じます。身近な飯山支部会員の皆様をはじめ、業務を通じて出会えた会員の方々、法務局職員の皆様の多大なお力添えを頂き土地家屋調査士を続けさせていただけたことに心から感謝しています。

また開業と結婚が同じ年でしたが、その17年間にケガと病気で２度入院するなどした自分を支えてくれている私の家族にも感謝です。

今後は土地家屋調査士制度発展に寄与できるよう受賞を励みに頑張っていきたいと思います。会員の皆様と会える機会が少なくさみしいですが、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

長野県土地家屋調査士会会長表彰を受賞して

佐久支部　**吉　澤　　博**

この度、令和２年度第72回定時総会において長野県土地家屋調査士会会長表彰を賜り大変光栄に思います。

私が補助者として調査士事務所で働き始めたのは昭和59年、東京都目黒区の調査士事務所でした。世の中はバブル真っただ中、「地上げ」・「土地ころがし」と午前に買った土地を所有権移転登記しないまま午後には売ってしまう、その差額〇千万円、この様な「あぶく銭」の話を取引に立ち会った司法書士さんからよく聞きました。

不動産ブームであり不動産関係の資格は特に人気がありました。当時調査士試験は１万人以上が受験しており、合格者は600～700人くらいだったと記憶しております。

私は平成元年、５回目にしてやっと合格することができました。早いものでもうあれから32年が経ちました。タイプライターで申請書を打っていた時代から今やオンライン申請調査士報告方式へと変わりました。縦書きで多角文字を書き、文字の改ざんを防いでいたあの頃はいったい何だったのかと最近は思います。これから先も我々の仕事は予想もできないほど変わっていくでしょう。私はもうしばらく無理しない程度にこれについていくつもりです。

今回いただきました賞を励みにこれからも日々の業務、会務にと努力していく所存です。どうぞ今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻宜しくお願いいたします。

長野県土地家屋調査士会会長表彰を受賞して

諏訪支部　**長　田　秀　夫**

土地家屋調査士として登録してから、いつの間にか20年が経過しました。

振り返れば、何事もなく、、、という訳にはいかず、山あり谷ありではありました。それでも、こうして仕事を続けさせていただいていることがありがたく、感謝する日々が続いています。

このコロナ禍の自粛により、表彰式への出席はかないませんでしたが、表彰状が事務所に届

くと、「ああ、20年か。あと何年やるのかなあ」などと、至極ありきたりな感慨に耽りながら、仕事を始めた頃を思い出しました。

土地家屋調査士として何ができなければならず、何をできなくても許されるのか、その境界を全く把握できずに、ただ闇雲に「頼まれたら何でもできないといけない」という脅迫めいた思いの中で、無謀に過ごしていた事が思い出されました。このできるべきこととできなくても許される事の境界は未だに不明ではありますが、出来ないことは出来ないと開き直り、無謀な失敗を回避する事ができるようになってきました。それが20年という経験なのでしょう。

土地の境界にも、そんな山あり谷ありの歴史が眠っているのでしょう。そんな歴史の一ページを飾るべく、測量機を担ぎ、野山を歩く日々をこの機会に改めて感謝いたします。

長野県土地家屋調査士会長賞、本当にありがとうございました。

長野県土地家屋調査士会会長表彰を受賞して

伊那支部　**川　村　和　康**

この度、長野県土地家屋調査士会会長表彰を賜りました。開業から20年を超えても、浅はかな知識と経験のため、常に悩みながら業務を続けている日々ですが、何とか今日まで続けてこられたのも、地元支部の先輩後輩の皆さんのご指導のおかげと感謝しております。

受賞を機に、開業当時を思いおこしてみました。

東京の事務所で司法書士の補助者として働いていたときに土地家屋調査士試験に合格した私は、調査士を兼業していた先生のもとで、そのまま実務経験を少し積んで長野に帰ってきました。戻ってきた当初は、あまりにも東京での経験と異なる地方の実態に驚くばかりでした。

バブルは崩壊していましたが、それでも地価の高い東京では、個人から依頼される単純な分筆でも報酬は50万円から。数筆に分ける分譲ならば100万円超えは当然。最初は報酬の相場の違いに戸惑いました。

また、東京では、既存の境界標がない土地はほとんどありませんし、当事者に聞けば境はどこか分かりました。こちらで最初に農地を測量した際、境界標はおろか、自分の土地の境がどこか知らないといわれ驚きました。所有者が分からない境を土地家屋調査士が特定して大丈夫だろうかと幼稚な心配を抱いたものです。

その一方、東京にいたころ神経を使ったの

は、既存の測量図と合わなかった場合の対応です。東京では、売買の度に測量されるため、法務局以外にも依頼者や隣接者が測量図を持っていることが多いのですが、測量成果との誤差が法定許容範囲内でも、依頼者や隣接者から異議がでます。その点では、こちらの方がおおらかではあります。

こんな風に戸惑いながらも慣れてきたころには、残地求積ができなくなったり、地積測量図の記載が厳格になるなど、また違った戸惑いに悩まされながら現在に至っております。

最後になりますが、土地家屋調査士の将来について言及したいと思います。

私は、士業の中では土地家屋調査士が最も生き残れる資格だと思っています。現在はインターネットで士業が独占していた専門知識を誰でも無料で入手でき、また、行政機関のＨＰから容易に申請方法を知ることができます。私は司法書士を兼業していますが、司法書士についていえば、抵当権抹消、贈与、相続などは既にネットにやられていて、売買や抵当権設定など慣習上司法書士が関与する登記でかろうじて仕事をつなぐ時代が来ていると感じています。その慣習もいつまで「慣習」として認められるかわかりません。

その点、調査士は、地目変更や建物滅失は本人申請ができても、測量や隣地立会、図面作成など現場作業とスキルを必要とする登記は素人が手を出せません。中核となる業務を守れることは大きな利点だと思います。

最もそれだけに、設備や人件費等の負担もあります。私のような零細事務所では、複雑化してくる時代の要請に対応するのが年々つらくなってきています。幸い、調査士業界は地元会員の仲が良いので、将来的には、近隣の事務所で合同受託したり、モノやヒト、ノウハウ、仕事を融通しあって依頼者の期待に応えていければいいなと思います。

長野県土地家屋調査士会会長表彰を受賞して

松本支部　**宮　下　　新**

さきの定時総会において、長野県土地家屋調査士会長表彰を拝受し、光栄に存じます。

開業当初（平成14年）から今日まで、業務に関するいろいろな事が変わりました。Ｂ４の申請用紙がＡ４に変わりました。登記簿の閲覧作業が無くなり、要約書を法務局の窓口で交付するようになりました。お陰様で閲覧ミスは無くなりました。合わせて登記印紙代（収入印紙）

を間違えて、余分に閲覧してしまうような事も無くなりました（笑）。法務局内の自販機付近の喫煙所が撤去され、登記官との立ち話（これで大分、腕前を上げたつもりです）や、安価な飲み物でのキャッチセールスが出来ないようになりました（笑）。100年ぶりに不動産登記法も改正され、やっと詰め込んで合格した不登法の知識は、開業２年で読み直しになりました（笑）。ここ数年、オンライン申請が励行され、全部事項・公図等の閲覧や登記申請（当職事務所は完全オンライン）も事務所で行うため、法務局へ出向く回数もめっきり減り、事務手間が大幅に掛からなくなりました。所感を述べれば、便利な反面、寂しい気がしております。

しかしながら、境界確認業務は、地権者との真剣勝負です。簡単・便利に、という訳には参りません。これからも、物わかりの良い地主から、とんでもないモンスター地主と対峙して、境界確認・鑑定を生業としてゆくためには、便利さに慣れすぎず、対人には手間を惜しまないようにと、自身に言い聞かせて業務に臨みたいと思っております。

※ところで、役所が住所等を一切教えて下さらない、不在地主への連絡手段を考えると、当職は今夜も眠れません。ワンクリックで事務所のＰＣ画面に、それが表示されないかなぁ・・・・・・・。

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長　　松　本　誠　吾
〒380－0872　長野市大字南長野妻科399番地2
電　話　026－232－4566
ＦＡＸ　026－232－4601

こんなときだから「信濃の国の重心」へ行こう

松本支部　三　原　　雅

連日新型コロナウィルス感染者増加のニュースが流れ、東京2020オリンピックも延期されるなど暗い話題ばかりの今日この頃、気分転換に信濃の国の重心がある塩尻市郊外の高ボッチ高原を訪れてみてはいかがでしょうか？

長野県の山並みがパノラマで見渡せ、眼下に諏訪湖・遠くに富士山が望める風光明媚なところで、山頂付近まで車で到達でき遊歩道等も整備された観光地です。

標高1664メートルの高ボッチ山山頂には長野県歌「信濃の国」制定50周年を記念して、計画機関「長野県」、作業機関「（公社）長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」、後援「長野県土地家屋調査士会」の体制で設置された１級基準点「信濃の国の重心」が設置されています。

点の記によれば「高ボッチ高原駐車場から登山道を徒歩15分」の様です。お天気の良い日に是非行ってみて下さい。運が良ければ南方に諏訪湖越しの富士山が望めます。写真では伝え切れない素晴らしい景色が待っています。

最近の流行は、バーチャル・リモート・テレワークと電子的な技術を利用した便利なものが多いですが、いくら技術が進歩しても実体験に勝るものはないと思います。体を使って現地に赴き、光・風・音・香り・温度・雨・人・動物・植物などを感じ触れる事が大切でしょう。

観光資源のモニュメント的要素と、一応公共測量基準点としての実用的な機能を兼ね備えた重厚感のある黒御影の石と真鍮製の砲金です。もしかしたら、長野県の重心を体験でき何か御利益があるかもしれません。

当地は感染の可能性はかなり低いと思いますが、もちろん、３密（密閉、密集、密接）は避

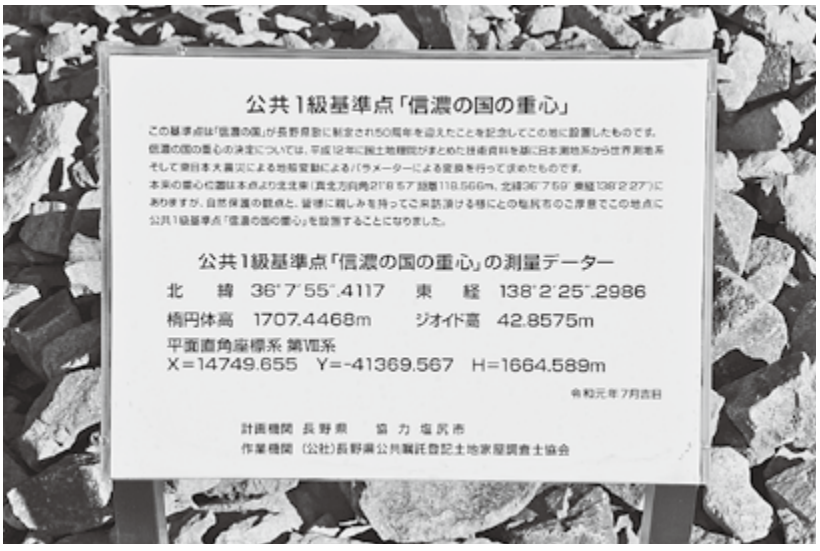

け、ソーシャルディスタンスをとって行動してください。何かあっても責任は負えません。

いつの日か新型コロナウィルスが収束して普通の生活を取り戻し、この言葉やコロナ狂騒曲の時代を冷静に思い返す時が来る事を信じておしまいにします。皆様、お健やかにお過ごし下さい。

ＰＳ：参考までに、国土地理院のホームページの基準点成果等閲覧サービスから検索することができます。ご存じない方は、私たちの測量の基準となる点（基本三角点等）を探すトレーニングにもなりますので時間のある時にやってみて下さい。ログインが求められますが一度国土地理院に登録すればかなり有益な情報も得られますので少し手間が掛かりますがおすすめいたします。

以下、その手順の概略です

基準点成果等閲覧サービス

https://sokuseikagis1.gsi.go.jp/top.html

→基準点検索入り口→同意する→公共基準点→１級基準点に☑→検索したい場所の地図のズームレベルを12以上に拡大→諏訪湖の斜め上付近が入るようにして→検索ボタンをクリック→高ボッチ山の文字のところに赤く❶の文字が出てきます→これをクリックし、詳細情報表示をクリックすると基準点詳細が表示されます

ここに点名「信濃の国の重心」とある１級基準点が表示されます。

更に、ログインすると成果表・点の記が閲覧することができます。興味のある方はご覧下さい。

支部だより

コロナ禍での支部総会

長野支部長　**西　沢　正　樹**

中国は武漢発の新型コロナウィルスにより安倍首相による緊急事態宣言が発令されたのが令和２年４月７日、この状況の中、支部総会を果たして開会していいものかどうか？まさにこの日の長野支部役員会で私は支部理事各位の意見を聞いていました。そもそも総会は必ず開催しなければいけないのだろうか？式典、懇親会も毎年当然のように行われているが、必要なのだろうか？支部規則を再度確認し、諸先輩方にも確認する。同時期開催の他士業の状況も確認する。式典、懇親会は中止でもいい、というかこの時期に来賓を招待することは失礼にあたる…、確かに。総会は開催しなかったとしても、議案の承認を得ないわけにはいかない。さてどういう方法で承認を得ればいいのだろう？文書で回答を得られればできなくもない…でも、前例がない中で準備できるのだろうか？役員会での意見を集約し、「会場の最大限の努力」「多数の委任をお願いする」「短時間で終わらす」ことでなんとか乗り切れないだろうか、いやとにかく乗り切ることに覚悟を決め開催に踏み切った次第です。そして来る４月24日犀北館にて支部総会を迎えました。支部会員94名のうち当日出席者21名、委任状40名にて総会が開会されました。大きな会場はすかすかで、ドアも開放状態、たくさんの消毒液、みなさんマスク着用で議事は順調に進み、わずか30分ですべての議案が承認可決されました。率直に言ってとにかくホッとしたわけですがこの方法が正しかったのか？自分でもよくわかりません。来年も似たような状況であればどうしたらよいのか？いろいろ課題を残した総会でした。総会にご協力していただいた支部役員、分会長の皆様、出席された会員の皆様、不安の中ありがとうございました。正直に言うと総会後２週間は感染者が出ませんようにと神棚に毎日手を合わせてハラハラしていました。さて今年度事業は主なもので、司法書士会との合同研修、キッズサイエンス、合同旅行、２月の研修、境界問題連絡協議会定例会と意見交換会、空き家問題会合、年６回の無料相談会等たくさんあるわけですが、はたしてこの原稿を書いている７月現在第２波の兆候が見受けられる訳で、どうなるか全く先が見えませんが任期２年目、支部役員ワンチームでこれらの事業を遂行していきたいと思いますので本年も何卒長野支部の活動にご協力の程よろしくお願い致します。

台風19号災害を越えて

飯山支部　**浦　野　　泉**

１．はじめに

昨年10月13日、台風19号により県内各地で河川の氾濫、堤防の決壊など甚大な被害が発生しました。この災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

私の事務所は飯山市役所の隣にあり、床上1.2mの浸水被害を受けました。水害に際して、飯山支部の会員はじめ多くの会員の皆様、県調査士会、日調連など、多くの方々から義援金など多大なるご支援や温かい励ましの声をいただき、大いに勇気づけられました。心から感謝申し上げます。おかげさまで身体に係る被害は全くなく、事務所の大規模リフォームができたと思っています。

内容は支部だよりではありませんが、被災当時の経過などを報告させていただき、少しでも皆様の今後に役立てば幸いと思い、寄稿させていただきます。

２．自身の行動記録

10月12日　22時頃

千曲川河川水位が上昇し続けているため、事務所の２階に住む両親に警戒するよう架電（そんなの大丈夫だよーと言っていましたが…）

10月13日　１時頃

ライブカメラにより、長野市穂保付近で千曲川の越水を確認（私の自宅は堤防決壊地点から南西に約２kmのところです）

10月13日　３時頃

長野市のＨＰにより、決壊した模様との情報確認。自宅地域に避難指示が発令されていることを確認。明るくなってから避難することに決め、就寝（上流で決壊したから、飯山の事務所は大丈夫だろうと考えていました。認識が甘かった…）

10月13日　５時頃

飯山の事務所に浸水が始まっているとの受電。妻と娘を連れ、飯山へ移動（危険な行動だったことを反省しています）

10月13日　６時頃

事務所着　ＰＣサーバーや書類関係を２階に上げる

10月13日　15時頃

消防団のボートにより事務所２階から救助される

10月14日～17日

被災した事務所の片付け（記憶が断片的で…無我夢中でした。予定していた境界立会は延期せず実施しました）

10月18日

仮事務所で業務開始

11月22日

事務所復旧工事終了、元の事務所で業務再開

３．おわりに

今回被災し、皆さんの温かさが心に沁みました。あらためて感謝申し上げます。

現在は被災前の状態に戻り通常営業しております。この災害を通じて、自分は大丈夫だろうという「正常性バイアス」に陥っていたことを痛感しました。今後の事務所運営にあたり、データは何処にどの様に保管するか、紙資料をどうするか、いざという時、再開に向けてどうするかなど、日頃から考えておくべきことを全く考えていなかったことを深く反省しております。

会員の皆様におかれましては、「明日は我が身」とお考えいただき、災害などの緊急事態に備えて思いを巡らせていただくことが重要だと思っております。

上田支部の近況

上田支部長　**蓑　輪　晴　夫**

例年この時期は新年度の顔合わせを兼ねた第一回の対外的な各種会議が終わって一息つく頃です。しかし、今年は新型コロナウイルスの影響で遅れていた会議がやっと開催されるようになったものの、一部では延期したまま新年度事業がスタートできないものもあります。支部内の行事も１月末の「研修会・新年会」を最後に会員が一堂に会する機会は全くなくなりました。理事会・支部総会については、会員の皆さんのご理解とご協力により最低限の内容にて通過してきただけで支部長として大変心苦しく思っています。

週単位で感染状況が変わっている現在としては支部会員へ今後の予定すら示すことが出来ない状況で、当面は業務に係る周囲の皆様も含めての感染防止を考慮した限定的な運営とさせていただきます。

この会報が発刊される頃にはどのような状況になっているかも予測がつきませんが皆様の安全と早くの収束を願うのみです。

佐久支部の動向

佐久支部長　**金　丸　準　一**

令和元年という記念（？）すべき年から支部長をやらせていただき、大先輩会員三人の副支部長に支えられて何とか支部運営をしています。

昨年７月には、「長野行政評価主催」の一日合同行政相談に参加し、３件の相談を受けましたがほとんどが隣接者との境界とは違うトラブルに関する相談でした。

また、土地家屋調査士の行う無料相談では、相談件数０件という結果でした。まだまだ土地家屋調査士の存在をＰＲしていかなければと思いました。

会としては、今年２月に本会企画の支部伝達研修の佐久支部業務研修を参加者26名で有意義に行われました。

支部の状況としては、２人の新規会員が加入し、３人の会員が退会しました。

３月に入ってからは、新型コロナウイルスにより総会も少人数で行い、各行事も中止等になり支部活動も動きとしてありません。

これからの行事も、周りの状況を見ながら判

断していきたいと思います。

余談ですが、新型コロナウイルスでは調査士業務にはそれほど影響がないと思っていましたが、測量を依頼された時には、隣接者との立会が必要になります。隣接者が県外者の場合、長野県では県外者には、できるだけ県内には来ないで欲しいと言っている中で、立会依頼を郵便で出す時には、現地での立会をお願いしています。対応は様々です。

コロナウイルスを理由に、今は行けない、または連絡がなし。他の会員からも立会に苦労しているとの話も聞きます。

まだまだ治まりそうにありませんが、早く収束することを願っています。

支部便り

松本支部長　**清　住　利　男**

令和２年、新年早々、海外ではアメリカ軍によるイラン空爆のニュースが世界を駆け巡り、何かしら波乱の一年を予想させる出来事として、穏やかでない気持ちで一年の始まりを迎えた事を今でも思い出します。その後、世界中が未曽有のコロナ禍に見舞われ、誰も予想しなかった状況の中で１年の前半を過ごす事態となりました。江戸やそれよりもっと以前の鎌倉時代より民衆に不幸をもたらす３つの災いとして「穀貴（飢饉災）、兵革（刀兵災）、疫病（疾疫災）」があると記述がありました。「穀貴」は天変地異：異常気象の影響による飢饉。「兵革」は内乱や他国との戦争。「疫病」は伝染病の蔓延、現在のコロナ禍が正にこれに該当します。ここ数年を振り返ると、大型地震の頻発、台風や大雨による被害の甚大さ、また先述の中東の例のように一触即発の事態で大きな戦禍をもたらす世界情勢など、遥か昔の時代に民衆を苦しめた３つの災禍が、今この令和の時代にも猛威を振るい、私たちに大きな不安を抱かせております。

前置きが少し長くなりましたが、今年、調査士制度制定70周年を迎える中で、私たち松本支部の会員の中には、今年を特別な思いで迎えた方も多かったと思います。予定されていた本会主催の記念式典や、シンポジウムも中止となりましたが、本来なら松本支部の会員がこれらの行事の運営に携わり、地元として記念行事を盛り上げて行こうと、そのような思いでいたので少し残念な気持ちでおります。支部としては今期最初の行事として支部総会を開催しましたが、感染防止のため出席人数を制限しての開催であり、何かもの足りない寂しい総会となりました。夏恒例の無料相談会は開催の予定がなく、９月以降予定されております、研修会や支部の旅行もコロナの影響でどうなるか、まだはっきりとしない状況で、今後の事態を見極めながら対応

していく予定であります。

まだまだ、我慢と忍耐の日々がしばらく続く中で、１人１人が出来る限り、自分自身の身を守ることを最優先に知恵を働かせながら、一日も早いコロナの終息と、自然災害が起きないこと、また世界が平和であることを祈りつつ、日々の仕事、生活に有意義な時間を過ごし、この未曽有のコロナ禍を乗り越えて参りたいと思います。

ＧＮＳＳ測量研修を行って

大町支部　**郷　津　直　文**

昨今ＧＮＳＳ測量機を使用した測量が必要不可欠となっていることもあり大町支部の会員が皆使用できるよう、令和２年７月18日にＧＮＳＳ測量機の使用方法を確認する測量研修を株式会社いとう様よりお越しいただき行いました。新型コロナウィルスの感染者が多くなっている時期であったため万全の対策をとっての開催となりました。

研修会場といたしました大町市福祉センター付近は平成の始めに国土調査が実施されており、当時の基準点がそのまま設置されている地域であります。しかしいざ観測してみると国調座標とのズレが約0.07mあることがわかりました。その要因は当時の測量技術や地殻変動等色々あるかと考えられました。

以前に私の事務所のある松川村で観測した際に約0.2mものズレがあったりしました。松川村は昭和40年ころの古い国土調査地域であります。その為国調座標とのズレの確認をせずに近傍に基準点が無いからと、ＧＮＳＳにて引照点を作成し復元測量することはとても危険であることが分かりました。よって私が使用する一番の目的は当時の基準点を探索することを主としておりました。

道路上に設置された基準点を探索するのは簡単ですが、田畔等に埋設させた基準点を探索するのは容易ではありません。あてもなく穴を掘

り続けるのは大変です。しかしＧＮＳＳを使用すればその作業時間を短縮でき、尚且つ国調座標とのズレや基準点同士の誤差も簡易的ですが確認することができるためとても有効であります。

終わりにＧＮＳＳはとても便利な測量方法であり個人的にもいずれ所有したい測量機器だと思いました。私の使用方法が正しいこととは思いませんが測量する地域によっての適切な使い方を考えて業務に生かせれば良いと考えます。

木曽支部より

木曽支部長　**越　取　淳　一**

今年も異常気象ではありましょうか長雨が続き７月は木曽谷では大雨警報が発令し、至る所で川の氾濫が相次ぎ天候が心配されているところではあります。私自身も本業の傍ら米作りをしておりますので今後の天候が気になるところです。

さて木曽支部は相も変わらず少数精鋭にて頑張っているとこではありますが、支部独自の活動もコロナウイルス感染のせいもあり中々できずにいます。一刻も早く終息することを願うばかりです。

そんな中、支部活動の報告もありませんので私事ではありますが地域の様子をと思い寄稿いたします。私が住んでいる木曽町ではただいま町役場庁舎の新築工事が進んでいます。平成29年に建設構想が持ち上がり来年春完成の予定でいますが、構想当初町による庁舎建設検討委員会なる組織が設置されることになり、なんと私も地域の推薦を受け委員になる羽目になってしまいました。仕事柄建物建築の様子は分かるものの設計などは全くの素人です、どんな事になるのやら想像もできませんでした。

そんな中、最初の委員会が開催され概ねの説明を町担当者から受け20名程の委員が建設についての意見を述べた後のスケジュールを確認してのスタートとなり条件として、今回の庁舎建設については設計者を全国から公募すること、

材料については集成材の使用はしない事、地元の大工さんによる施工が可能なこと、今後の検討委員会は公開で行う事になりました。そこで全国にむけて公募をしたところなんと200社を超える応募があり委員である大学教授の先生によれば応募するためにかかる費用を考えると数億円になるなどとびっくりするようなお話でありました。200を超える設計資料に目を通すだけで大変の事です、最終５社に絞り込む際には委員全員にて設計者名を伏せた状態で各自選ぶ事になり１日がかりに及ぶ審査にて何とか終える事が出来ました。最終審査だけは非公開となりましたが数回に及ぶ委員会には何人かの傍聴者もこられ無事に設計者を選ぶ事が出来たと思います。

現在は概ね建物の様子がわかるくらいの工事状況ですが、なんと長さが100mを超える巨大な木造建築物となっています、木曽谷の三十三間堂と言ってもおかしくない、ましてや材料には木曽谷が誇るヒノキ・サワラ等地元産の材料がふんだんに使われています、きっと完成後は見事な木造建築物となることでしょう。完成後また本誌にてご報告いたします。

令和２年度支部運営について

諏訪支部長　**片　山　　信**

令和２年度諏訪支部の定時総会は４月28日に開催の予定でした。当初は諏訪保健所管内での武漢ウイルス感染者はゼロということでした。しかしながら３月末から４月初旬にかけて諏訪管内での感染者が急激に増え自分なりに組んだ感染曲線によると総会当日感染者が会場に紛れ込む可能性が最大20％となることが判明しました。実際にはそこまでの感染者は現れませんでしたが当時の状況としてはとても通常通りどころか規模を縮小しての開催も困難と判断し、異例な書面決議での開催となりました。幸い役員と会員の皆様の積極的な協力により全会一致での総会の成立を得ることが出来ました。

米中覇権戦争・疫病問題等先行きが不透明な状況につき来年度の総会ならびに支部行事が通常通り開催できるか現時点では全く不透明な状況ですが、状況を踏まえつつ時世にあった支部運営を継続していきたいと考えてます。

伊那市中学生キャリアフェス2019に参加して

伊那支部長　**中　坪　秀　次**

令和１年11月14日朝晩の寒さが身にしみる季節、伊那市中学生キャリアフェスが行われ、心身が熱くなる１日を過ごしました。

伊那市の地域発元気づくり支援金採択事業として、今だからこそ、直接話すことの大切さ、大人たちから次世代の子どもたちへ伝えたい想い、働く異議、伊那市で暮らす良さなどを、伊那市内の中学生650名が集まり、上伊那地域の官公署・企業や個人などの出展者とコミュニケーションをとり楽しい出会いの時間がとれました。

伊那地区の長野県土地家屋調査士会と公共嘱託登記土地家屋調査士協会の会員のべ12名でブース出展し、50名ほどの中学生に土地家屋調査士の仕事を説明しました。道路測量の映像をプロジェクターで流し興味をもたせ、レーザー距離計・自動追尾のトータルステーションなど機械に触れる体験・距離当てゲームなどをしてチラシ・ファイルを配布しました。中学生全体が真面目で、良く話しを聞いて、質問を返すくらい積極的でした。

今年も出展募集がきました、新型コロナウィルス感染症の状況により未確定でもありますが、去年の反省をもとに今年も積極的に11月12日に参加する予定です。

支部だより

飯田支部長　**金　田　政　孝**

ご存知のように、長野県土地家屋調査士会には長野県下に10の支部があります。今年の春は、どちらの支部も我が飯田支部と同様、その対応に苦慮したものと思いますが、支部にとっては、その年の活動のスタートと言うべき支部総会が、新型コロナウイルス感染症の影響によって例年とは全く違う形で開催しなければなりませんでした。そのことだけが原因ではありませんが、飯田支部においては、５月以降、小役員会を開催した以外は、これといった支部活動は行っていないのが現実です。

言うまでもなく、支部の定時総会は昨期の支部活動の総括と今期の支部活動の概要について、支部会員が意思を表明する重要な場であり、支部にとっては一大イベントです。桜咲く春爛漫の頃、支部総会の開催通知を会員に対して発送し、来賓の方々には臨席依頼をしようというタイミングで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、いたるところでイベントの自粛や多人数での集会の中止の報を耳にするところとなり、更に、連合会からも同感染症の拡大防止の観点から単位会の総会については開催方法を考慮して開催すべきであること、更には、支部総会も同様に考えるべきである旨の通知が発せられるに至り、どの様な形で支部会員の意思を表明してもらうか悩ましい問題でしたが、４月の初め頃の世情及び連合会の意向も考慮し、何よりも支部会員の健康と安全を最優先して、必要最低限の人員で総会を開催する方向性を模索しました。

支部会員の意思表明の機会を奪う結果にならないことを考慮して、通常であれば、総会の当日に総会会場で配布している議案書を開催通知に添えて各会員に発信して総会での審議内容を事前に了知してもらいました。そのうえで、許容されると判断できる場合には委任状による議決権の行使を求めた結果、総会成立に欠かせない必要最小限の役員を除く他の支部会員全員から委任状の提出があり、形式的には全員出席による総会が開催されて、全会一致による総会決議が成立しました。支部執行部の考えに対して理解を示してくれた会員の方々には深く感謝するところです。

当然のことながら、来賓の臨席はなく、総会閉会後の懇親会も開催しないという何とも言えない淋しい総会でしたが、支部長に就任して初めての支部総会が前代未聞の総会となってしまい、逆な見方をすれば、思い出に残る支部総会と言えるかもしれません。

何れにしても、社会全体がこの災厄から脱して、また、元の生活に戻れる日が一日も早く訪れてくれることを切に願うばかりです。

信州青年土地家屋調査士会　活動報告

長野支部　**北　條　誠　治**

梅雨の晴れ間の６月27日（土)、長野市中央通りトイーゴにある長野市生涯学習センターにて、信州青調会勉強会を開催しました。３月に開催を考えていましたが、昨今の状況を鑑み、移動制限が緩和された時期の開催となりました。

三密を避け、会場のコロナ感染防止対策に則り、信州青調会新メンバーに長野支部関原会員を迎え、長野支部小池純平会員の飛び入り参加の10名が参加しました。

信州青調会西沢正樹代表の挨拶からはじまり、前半のテーマはZoom会議です。オンライン会議は、新しい生活様式や働き方の新しいスタイルの一環です。それぞれノートパソコン、タブレットやスマートフォンを持参し、まずはテザリングでノートパソコンをネットに接続することから開始しました。ノートパソコンとスマートフォンをＵＳＢケーブルで接続するとＵＳＢテザリングの完了です。ノートパソコンのwi-fiと、スマートフォンのテザリングを接続している方もいます。私は、Zoom「ミーティングを開催する」からネットに接続できた参加者に招待メールを送信します。全員がミーティングに参加できたところで、思い思いの画像を背景にして、45分が経過していました。

一度やっておけば、次回のオンライン会議では、きっとスムーズに進行できると思います。

リモート参加が自然となっていることを活かして、長野県の地理的遠隔性を気にせずに参加できますと、他支部会員ともより活発に意見交換できる場になると感じました。

後半は、建物登記の疑問や経験談を論じ合いました。建物を売買により取得した現所有者が３つ前の所有者のなした増築の表題部変更登記をする場合の所有権証明は。法人と市の共有する駅舎の表題登記について。台風被害により柱のみになってしまった建物の滅失登記と登記原因は。など話は尽きることなく、あっという間に閉館の５時となりました。

会場を焼肉店に移して、諏訪支部の田村文会員も合流し、勉強会第２部を行いました。

久しぶりの親交を楽しみ帰路につきました。今後の活動予定では、ドローン操縦講習会に参加してみたいと考えています。今年の青調会全国大会は11月21日（土）広島県での開催が予定されています。興味のある方は、ぜひご一報ください。

お 知 ら せ

日調連発第１３２号
令和２年７月２１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士職務規程の新設について（通知）

客月 16 日に開催しました当連合会第 77 回定時総会において、下記の規程の設置について承認されましたので通知します。

なお、同規程の全文については、別添のとおりです。

記

1　土地家屋調査士職務規程の新設

この度の改正は、専門家としての使命の明確化、多様な事案に対する法務大臣の一元的な指揮の下でのより適正・迅速な懲戒の実現と懲戒手続の合理化を図ることを目的としており、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号）の改正に伴い土地家屋調査士が適正な業務を行う上で、全国統一された規程の設置が必要であるとの趣旨から改正したものです。

なお、施行期日は、改正日本土地家屋調査士会連合会会則の施行の日（令和２年８月１日）となります。

以上

土地家屋調査士職務規程

（目　的）

第１条　この規程は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての行動規範を示すことを目的とする。

（使　命）

第２条　調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

（職　責）

第３条　調査士は、常に品位を保持し、信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

（法令等の遵守義務）

第４条　調査士は、法令、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）及び土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）が定める会則を遵守しなければならない。

（適用の範囲）

第５条　この規程は、調査士の業務全般に適用する。

（非調査士等との提携の禁止）

第６条　調査士は、調査士会に入会している調査士又は土地家屋調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

（不当誘致行為の禁止）

第７条　調査士は、金品の提供又は供応等の不当な手段により依頼を誘致してはならない。

（違法行為の助長の禁止）

第８条　調査士は、詐欺的な行為、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

（利益享受等の禁止）

第９条　調査士は、取り扱っている事件に関して、相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくはこれを約束してはならない。

（秘密保持の義務）

第10条　調査士又は調査士であった者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上、知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第11条　調査士は、暴力団又は暴力団員の他、それらに準ずるものと知っていて、これを不当に利用し、維持・運営に関与し、又は社会的に非難されるべき関係を有する等、密接な関係を持ってはならない。

（業務の取扱い）

第12条　調査士は、業務を受託した場合、業務内容を確認し、その趣旨に従い適正かつ迅速に業務を処理しなければならない。

2　調査士は、その業務を行うに当たり、連合会が別に定める要領を遵守するよう努めなければならない。ただし、地域における慣習や社会的慣行等による場合はこの限りではない。

（依頼の拒否）

第13条　調査士は、依頼（土地家屋調査士法（以下「法」という。）第3条第1項第4号及び第6号（第4号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んだ場合において、依頼者の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

2　調査士は、法第3条第1項第4号若しくは第6号（第4号に関する部分に限る。）に規定する業務又は民間紛争解手続代理関係業務についての事件の依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。

（補助者の監督責任）

第14条　調査士は、補助者に、調査士の指揮監督の下において、その業務の補助をさせることができる。ただし、調査士の資格及び職能に基づく判断を要する事項については、補助者に行わせてはならない。

（資料等の調査・分析）

第15条　調査士は、業務を行うに当たり、十分に資料等の調査・収集・分析に努めなければならない。

（資料等の取扱いと責務）

第16条　調査士は、収集した資料等の取扱いについて、個人情報の保護に留意するとともに、収集した目的に従い自己の責任において使用するよう努めなければならない。

（職務上請求書の取扱い）

第17条　調査士は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書について、調査士の職務を遂行する上で必要な場合に限って使用することができる。

（現地調査）

第18条　調査士は、業務を行うに当たり、第15条の資料等の調査・分析に基づき、その目的に応じて現地調査を行わなければならない。

２　調査士は、前項の業務を行うに当たり、第三者の土地などに立入りを要するときは、その所有者、代理人、管理者及び占有者等（以下「関係者」という。）の許諾を求めなければならない。

（関係者との立会い）

第19条　調査士は、業務を行うに当たり、関係者の立会いを要するときは、依頼者との協議の下に計画的に実施するよう努めなければならない。

２　調査士は、関係者と立ち会う場合、その立会人が本人又は代理人であるかを確認しなければならない。代理人については、本人との関係及び代理権限の有無を確認しなければならない。

（地域性と慣習）

第20条　調査士は、業務を行うに当たり、業務を行う地域における慣習や社会的慣行等に留意するよう努めなければならない。

（研修の受講）

第21条　調査士は、調査士の資質向上を図るため、連合会又は調査士会が指定する研修を受講しなければならない。

（事務管理及び調査記録等の作成と保存）

第22条　調査士は、業務を行うに当たり、業務記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

（規程の改廃）

第23条　この規程の改廃は、総会の決議による。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、改正日本土地家屋調査士会連合会会則の施行の日（令和２年８月１日）から施行する。

各部からのお知らせ

業務研修部から

業務研修部長　**伊　藤　　肇**

研修会について

・第１回会員研修会

例年９月末ごろに開催をしている第１回会員研修会につきまして、新型コロナウィルスの感染状況を考慮し、開催を中止することとしました。昨年度第２回会員研修会に続き、研修の場を設けることが出来ず残念な思いです。

なお、会員の方々は日調連のＨＰにある『ｅラーニング』等の研修の場を活用し、研鑽に努めていただくようお願い申し上げます。

以下の研修会につきましては、都度開催時期での状況を把握し、開催方法等を含め検討、判断して参ります。

・第２回会員研修会

令和３年２月18日（木）

松本キッセイ文化ホールにて開催予定。

・新入会員研修会

11月ごろの開催を計画中です。

・本会企画の支部研修

部会にて検討中です。

例年より遅い時期の開催になることもあります。

所管の委員会について

・測量研修委員会

第２回全体研修会にて、成果発表ができるように活動中です。

・表示登記研究委員会

表研付議問題につきまして、支部を通じて募集をしました。

全支部分を業務研修部会にて取りまとめ、付議案件を整理していきます。

連絡事項

・街区基準点使用報告について

複数の市町より、街区基準点を使用した回数に比べ、報告数が少ないのではないかとの指摘をいただいております。

街区基準点の使用は、本来であれば使用する毎に各市町に使用申請書を提出し、使用承認を

受ける必要があります。しかし、調査士会が各市町から包括承認を受けることにより、会員が個別に使用承認を受けることなく使用できることとなっております。この包括承認による使用条件として、使用報告書の提出が義務付けられており、調査士会が該当市町に提出することになっています。

街区基準点を使用した際には、業務完了後速やかに使用報告書を調査士会に提出してください。

なお、包括承認書や使用条件、使用報告書などについては、当会ホームページに掲載してありますので、各自確認してください。

詰将棋　第34回

【第１図は初期局面】

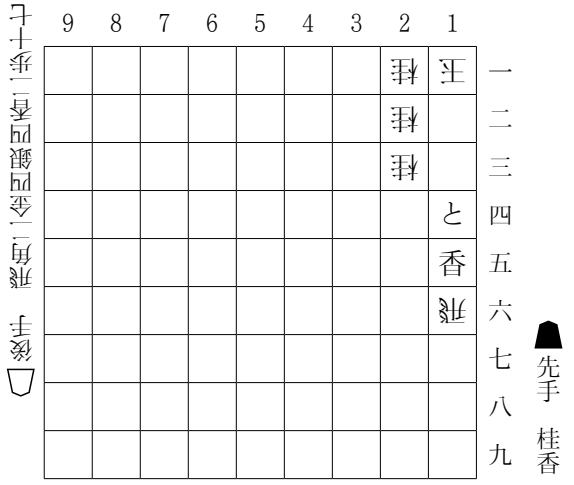

※解答は63ページにて掲載

（長野支部　**北　原　匡　尚**）

広報部から

広報部長　林　　文　彦

１．全国一斉不動産表示登記無料相談会について

支部長会において、各支部独自に相談会を開催しているところが多いため全支部での開催が必要かとの声をもとに検討し、本会でも開催支部を絞って、昨年の台風被災地を中心に開催依頼をしました。

２．70周年記念誌編纂委員会について

今年度発行を目指し原稿収集・校正を行い、装丁・発行形態等検討を重ねつつ進めております。

３．イベント時着用のベストについて

各支部等における行事・啓発活動時に着用いただける背中に「土地家屋調査士」とプリントされたベストを作製いたしました。（写真参照）

Ｌサイズ５着、LL（XL）サイズ15着あります。

必要の際には、使用申し込み書の提出をお願いします。

４．広報冊子「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」、「土地家屋調査士　名簿入りパンフレット」について

名簿入りパンフレットは最近、行政及び法務局等におきまして要望されるケースもあるようですので、広報部にお問い合わせください。

編集後記

「あまびえ」と云う名前を今年初めて聞きました。歳をとった私の母は、当初「あまえび」と勘違いしていた位です。

皆の疑心暗鬼が度を越し、人間同士の信頼が崩れかけた今、何かにすがりつきたくなる令和２年の上半期でしたが、果たして「あまびえ」は時代を立て直してくれるのでしょうか。

対岸の火事だった火の粉が、まさか自分の足元を焦がし始める程であったとは予想もせず、多少の余裕を感じていました。フリーランスは元々、自由が上に不安定である事は重々承知だったはずでしたが。

政府は我々フリーランスに対して、国民給付金とは別に保護を決定しました。

「持続化給付金」と云う言葉は重いもので、容易く仕事を諦めてはならないとの言霊を含んでいます。

どの様な職種であったとしても、続けていけば良い時期も悪い時期もあるのは当然です。「臥薪嘗胆」、この冬の時代を辛抱し、与えられた責務を果たしていれば、いずれは何事も持続して来た事に意味があったと思えるかもしれません。

調査士制度制定70周年は波乱の幕開けとなりましたが、70年も続いてきたこの責務を簡単に諦めて、先人に詫びる事にならない様に日々を過ごしたいと思うばかりです。

会報編集委員長　品田尚志

第34回詰将棋の解答

【第１図】より…

1手：☗１二香　　2手：☖同　玉
3手：☗２四桂　　4手：☖１一玉
5手：☗２三と　　6手：☖１五飛
7手：☗１二と　　8手：☖同　飛
9手：☗２三桂【第２図】

【第２図は☗２三桂まで】

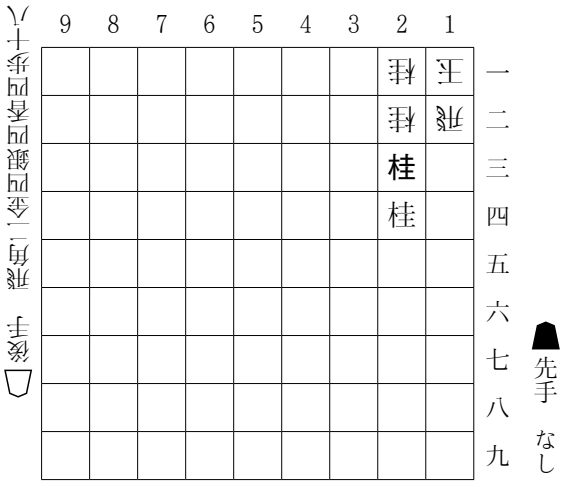

会報ながの第208号

令和２年８月29日発行

発　行　**長野県土地家屋調査士会**
会長　中　塚　　憲

編集者　広　　報　　部

印　刷　中　外　印　刷　㈱

〒380－0872
長野市大字南長野妻科399番地2
ＴＥＬ 026（232）4566
ＦＡＸ 026（232）4601
URL　https://www.nagano-chosashi.org/
E-Mail　naganolb@nagano-chosashi.org

KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO